

RSPO

サプライチェーン

認証規格

認証を求めている又は保有している団体用

2014年11月21日理事会承認

2017年6月14日改訂

文書名 : RSPO サプライチェーン認証規格

文書コード : RSPO-STD-T05-001 V1.1 JPN サプライチェーン認証規格

適用範囲 : 国際

文書種類 : 規格

認可／承認日 : 2017 年 7 月 14 日理事会により

問い合わせ : certification@rspo.org

目次

1. 序文	4
2. 範囲	5
3. 本文書の使い方	6
4. 定義	7
5. サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項	13
6. サプライチェーンモデル – モジュール別要求事項	21
付属文書 1 - サプライチェーン産出高スキーム	42
付属文書 2 - 帳簿ベース主張 (BC)	44
付属文書 3 - RSPO 微量使用者用サプライチェーン認証	47

1. 序文

1.1 「持続可能なパーム油のための円卓会議」（以下「RSPO」と称す）は、認証された持続可能なアブラヤシ製品に関する多様な関係者から構成される国際的取り組みです。RSPOの会員及びその活動への参加団体は、大農園企業、製造業者、販売業者、環境NGOや社会NGO等、バックグラウンドが多様で、またアブラヤシ製品を生産あるいは使用している多くの国から参加しています。RSPOの主たる目的は、「サプライチェーン内の協力とその利害関係者との開かれた対話を通じて持続可能なパーム油の成長と使用を推進すること」です。

RSPOがその目的達成のために用いる方法には以下が含まれます：

- 持続可能なアブラヤシ生産の認証規格及び責任あるアブラヤシ生産を検証するための関連モデルの開発。2013年4月に承認された「RSPO 持続可能なアブラヤシ生産規格」は、一連の「原則」「基準」「指標」「ガイダンス」として提示されており、持続可能な生産慣行を実行しようとしているアブラヤシ生産者及び現地で検証にあたる認証機関が使用するものとして考案されています。
- 「RSPO サプライチェーン認証規格（SCCS）」の開発。本文書は、RSPO 認証アブラヤシ製品の流れと関連主張を含め、サプライチェーンにおけるRSPO 認証アブラヤシ製品の、制御に関する要求事項を定めています。

この「RSPO サプライチェーン認証規格」は、一連の監査可能な要求事項として提示されており、パームのバリューチェーン上の団体が、RSPO 認証アブラヤシ製品の制御のため実施しているシステムを明示するために使用するものとして、設計されています。

下流に位置するRSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品加工業者又は使用業者は、「RSPO サプライチェーン認証規格」及び「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の要求事項に忠実に従っている時、RSPO 認証アブラヤシ製品の使用（又は支持）を主張できます。これはRSPO 認定認証機関により第三者検証されます（RSPO サプライチェーン認証システム文書を参照）。

2. 範囲

アブラヤシ製品は、アブラヤシ農園と最終製品の間で生産と物流の数多くの段階を経ていることがあります。「RSPO サプライチェーン認証規格」の「生産・流通・加工過程の管理 (CoC) 一般要求事項」は、サプライチェーン全体を通じて、RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の法的所有権を有し、外部委託業者も含め自組織の制御下にある場所で、物理的にこの製品を取り扱っているあらゆる団体に適用されるものとします。あらゆる認証アブラヤシ製品が、RSPO により承認された四つのサプライチェーンモデルの内の一つにより、取引可能です。四つのモデルは以下の通りです：

- 同一性保持型 (IP)
- 分離型 (SG)
- 物量収支型 (MB)
- 帳簿ベース主張型 (B&C) (付属文書 2 を参照)

上記の上から三つのモデルでは、アブラヤシ農園から認証最終製品に至るまでのサプライチェーン制御が要求されます。本文書は、RSPO の同一性保持型 (IP)、分離型 (SG)、物量収支型 (MB) 及び帳簿ベース主張 (B&C) サプライチェーンモデルを使って RSPO 認証アブラヤシ製品を制御する組織に対しての、要求事項を詳述しています。行われるすべての主張は、発行されている「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」に従うものとします。

3. 本文書の使い方

本文書はモジュール型です。構成には以下が含まれています：

- サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項 サプライチェーン上の全組織に適用される。粗パーム油（以下「CPO」と称す）搾油工場もモジュール D 及び／又は E を順守する必要がある。
- サプライチェーンモデル - モジュール要求事項 サプライチェーンモデル別だが、すべてのパーム製品が対象。あてはまるサプライチェーンモデル別に、サプライチェーン上の団体組織への要求事項を詳述。

独立系搾油工場は SCC 認証のみ必要ですが、モジュール A 及び／または C を含む本規格の関連条項を遵守するものとします。CPO 搾油工場については、P&C 監査を受けている間はモジュール D 及び／又は E を実施するものとします。パーム核油圧搾工場を含め（統合されているかどうかによらず）、すべての団体はモジュール A、B 及び／又は C を実施するものとします。これらモジュールの一つ以上を同時に実施できます。

サプライチェーン認証監査は、当該組織が実施しているモジュールのみ対象とします。監査対象となったモジュールはサプライチェーン認証書に記載されるものとします。モジュールは「サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項」に加えて適用されるものとします。個別モジュールは以下の通りです：

モジュール A - 同一性保持型 (IP)

モジュール B - 分離型 (SG)

モジュール C - 物量収支型 (MB)

モジュール D - CPO 搾油工場：同一性保持型 (IP)

モジュール E - CPO 搾油工場：物量収支型 (MB)

モジュール F - マルチサイト認証

モジュール G - サプライチェーングループ認証

RSPO-RED 認証ガイダンス文書は RSPO ウェブサイトを参照してください。

www.rspo.org

4. 定義

<p>RSPO IT プラットフォーム</p>	<p>搾油工場から精製工場に至るサプライチェーン全体にわたって RSPO 認証のパーム油、パーム核油、留分及びパーム脂肪酸（PFAD）、パーム核脂肪酸留出物（PKFAD）及びパーム核エクスペラーを追跡するための、ウェブベースシステム。対象となるサプライチェーンモデルは、物量収支型（MB）分離型（SG）及び／又は同一性保持型（IP）</p> <p>この IT プラットフォームは、又、帳簿ベース主張型（B&C）での、RSPO クレジットの取引を可能にするものである。</p>
<p>RSPO コミュニケーションと主張に関する規則</p>	<p>RSPO 認証アブラヤシ製品の使用又は支持に関連するコミュニケーションと主張の利用規則</p>
<p>RSPO 認証の持続可能なパーム油（RSPO CSPO）</p>	<p>「RSPO 認証システム」文書に詳述の基準に合致したものとして、RSPO 認定認証機関による「RSPO 原則と基準」に照らした認証を取得した搾油工場及びその供給元で生産されるパーム油。</p>
<p>アブラヤシ果房（FFB）</p>	<p>アブラヤシ農園／農場で収穫された時点のパーム果実の房</p>
<p>アブラヤシ製品</p>	<p>果肉部分と核部分を含めアブラヤシからつくられる製品。文脈により、本文書内の「アブラヤシ製品」はヤシ殻、パーム核、パーム核エクスペラー、パーム核油（PKO）若しくはそこから派生製品、パーム脂肪酸留出物（PFAD）、パーム核脂肪酸留出物（PKFAD）、オレイン、ステアリン、又はその他パーム油及びパーム核油の分別からの派生物等の製品を指すことがある。</p>
<p>異議申し立て手続き</p>	<p>RSPO 異議申し立て制度は、RSPO とその会員に対する異議を、RSPO の性質、使命及び目標を反映するような方法で、取り扱う。RSPO ウェブサイトを参照 (www.rspo.org)</p>
<p>受け取り</p>	<p>自組織の制御下にある事業所（外部委託業者を含む）での RSPO 認証製品受領。</p>
<p>往査</p>	<p>RSPO 認定認証機関からの担当者（チーム）による、恒常的な場所にある事業所への実際の訪問</p>

卸売業者	大量の最終製品を様々な製造業者又は販売業者から購入し、倉庫保管し、小売業者に再販する人又は会社
加工助剤	<p>a) 食品の加工中に食品に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で食品から取り除かれる物質。</p> <p>b) 食品の加工中に食品に添加され、食品内に普通に存在する成分に変換され、かつ自然状態の食品で見られる分量から大きく増やすことはない物質。</p> <p>c) 食品加工の技術的又は機能的効果のため食品に添加されるが、最終的な食品には僅かなレベルで存在し、その食品には技術的又は機能的効果をもたない物質</p>
空売り	未受領の製品を供給する先渡し契約の締結
監査	「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項の遵守状況に対する第三者評価。認証プロセスの一環として RSPO 認定認証機関が実施する。
行動規範	「RSPO 行動規範」は RSPO 会員が遵守するものとされている一連の要求事項。規範は RSPO ウェブサイトで参照可能 (www.rspo.org)
小売業者	通常他のビジネスに彼らのパーム由来製品を販売する卸売業者又はサプライヤーとは対照的に、消費者に最終製品を販売するビジネス又は人。それ以上の修正が加わらない最終製品の小売業者は、サプライチェーン認証が不要である。
最終製品	最終消費者への販売に先立ち、それ以上の再包装や加工は行われない製品
最終製品製造業者	消費又は何かしらの方法で最終使用されるために考案され意図された製品の製造に、アブラヤシ製品を用いる製造業者／加工業者。製品の再包装や加工は、それ以降は行われない。例えば、独自ブランド製品を自社で製造している小売業者、消費財製造業者、バイオ燃料生産者、飼料製品製造業者。最終製品の小売業者や流通業者は、製品に変更が一切追加して行われない場合、サプライチェーン認証は不要。

サプライチェーン	農業原材料が第一次生産者から最終製品の製造業者に渡されるまでの一連の工程／手順（すなわちパーム油の栽培、搾油、貯蔵、輸送、精製、製造、最終製品等）
サプライチェーングループ認証	RSPO サプライチェーン認証の選択肢の一つで、認証の直接経費をグループ参加資格のあるメンバー間で分担する。
サプライチェーン認証システム	下流に位置する、RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品加工業者又は使用業者は、「RSPO サプライチェーン認証システム」に忠実に従い、RSPO 認定認証機関によって第三者検証を受けている場合、RSPO 認証アブラヤシ製品の使用（又は支持）を主張できる
サプライヤー（又は販売者）	サプライチェーンの手前にいる商業主体。バイヤー（又は顧客）はサプライチェーンの次の商業主体
事業所	ある団体組織の一つの機能ユニット又はある一か所に位置する複数のユニットの組み合わせ。他のユニットとは地理的に区別可能
持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）	世界のパーム油生産と使用の持続可能性を改善するために活動している非営利のスイス籍財団
主張	ある製品又は製品グループに認証された持続可能なアブラヤシ製品が使用されていることに関する、あらゆるコミュニケーション。コミュニケーションの対象となる利害関係者や方式は問わない。
所有者	物品／工場／建物等の実際の所有権を有する人又は主体
申請者（又は依頼人）	認証を求めている又は保有している事業体
精製工場	油脂及び油をより価値の高い油脂及び油に加工する生産事業所
粗パーム油（CPO）	搾油工場でアブラヤシ果房（FFB）から製造される第一段階のアブラヤシ製品
粗パーム油搾油工場（CPO Mill）	特定の農園と法的関係を有する搾油工場。親会社又は兄弟会社経由も含まれる。

<p>帳簿ベース主張 (BC)</p>	<p>サプライチェーン上の RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の生産を RSPO クレジットの販売を通じて支援するモデル。 ー (1) RSPO クレジットは RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品ー (1) トンを表す。オレオケミカルに関しては、「RSPO オレオケミカル及びその派生物の物理的遷移に関する規則」を用いるものとする(www.rspo.org)。付属文書 2 「帳簿ベース主張 (B&C)」 参照</p>
<p>同一性保持型 (IP)</p>	<p>同一性保持型 (IP) サプライチェーンモデルは、最終使用者に届けられた RSPO 認証アブラヤシ製品の身元が、RSPO 認証の搾油工場一か所とその搾油工場の認証供給元に一意に特定できることを、確実に保証する</p>
<p>独立系搾油工場</p>	<p>いかなる特定の農園にも属せず、法的関係性も持たずに操業している搾油工場。農園の親会社や兄弟会社を通じた関係もない。</p>
<p>トレーダー</p>	<p>RSPO 認証アブラヤシ製品のサプライチェーン参加者で、アブラヤシ製品と派生物の法的所有権を有し、及び／又はアブラヤシ製品実物の取り扱いを伴わない先物の売買を行う者。</p>
<p>内部統制システム (ICS)</p>	<p>手順と工程の文書化された一式で、サプライチェーン認証システムの運用方法を定義し、記録保管を保証し、内部監査を記録し、責任を説明するもの。どの規格があてはまるかを定義し、一連の手順と制裁に従って違反が取り扱われることを保証するもの。</p>
<p>認証機関 (CB)</p>	<p>「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項に照らして認証監査を行う、RSPO のための認定機関から認定された第三者機関</p>
<p>認証書</p>	<p>会員が「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項を遵守している時に、ある RSPO 認証機関により発行される文書。認証書の有効期間は五年間で、RSPOIT プラットフォーム上のライセンスを申し込む手段を提供する。</p>

認定機関 (AB)	RSPO 認証機関を <i>ISO/IEC Guide 17065:2012</i> の要求事項に照らして監査する責任を負う団体。当該団体は「国際認定フォーラム (IAF)」若しくは「国際相互承認協定 (MLA)」の署名機関、又は「国際社会環境認定表示連合 (ISEAL)」の正会員であるものとする。
年間総量	CB によって確認される RSPO 認証アブラヤシ製品中に含有されているパーム油/パーム核油推計量 (カテゴリーは分ける) の記録。この記録は、十二か月間の購入総量 (投入) と主張総量 (産出) から構成されるものとする。
バイヤー	サプライチェーン上の次の商業主体。サプライヤー (又は販売者) がサプライチェーン上の手前の商業主体となる。
発送	ある団体から他の団体への所有権名義変更
バルキングステーション	アブラヤシ製品の間蔵施設
範囲	その団体組織のサプライチェーン認証で対象となる業務
非認証搾油工場	RSPO 認定認証機関から認証を受けていない搾油工場
微量使用者	年間 1000kg 未満のごく少量のパーム油を使用している団体
物理的取り扱い	受領、貯蔵及び発送の間にリスクを伴う活動、又は製品が物理的変化、再包装又はラベルの貼り替えを受けるところの活動
物量収支型 (MB)	認証を受けた主張が、あるアブラヤシ製品から他の製品へ移転することを可能とするサプライチェーンモデル。この移転は、厳密に制御された環境のもと、物理的ブレンドあるいは管理上で行われる。
分離型 (SG)	分離型 (SG) サプライチェーンモデルは、最終使用者のもとに届けられた RSPO 認証アブラヤシ製品が、RSPO 供給源からのみ来ていることを確実に保証する
法的所有者	ある不動産に対し、法的強制力のある主張又は資格を有し、そのようなものとして法律でも認められている主体

<p>マルチサイト認証</p>	<p>契約上の繋がりがあり、定義された本部があり、最低二か所の事業所から構成される、事業所グループ向け認証選択肢。事業所として該当しうるのは、精製工場、核油圧搾工場又は加工工場等のグループ。本部のもとに集結し、一つの内部統制システム（ICS）で管理される。加工も行っている本部は、本部兼参加事業所としてカウントされる。</p>
<p>ライセンス</p>	<p>認証書所持者が初回監査又は更新監査又は五年間の認証書有効期間内の年次監査のいずれかを通過した時、RSPOITプラットフォーム上でRSPOのCBから年次で申請されるもの。RSPO事務局からの承認が下り次第、認証取得者は取引を実行し記録することがライセンスにより可能となる。一つのライセンスは一年間有効であり、監査の都度更新される必要がある。</p>
<p>リモート監査</p>	<p>CBが顧客とのやり取りで情報及び電子的証拠収集を行う監査プロセスで、実際に現場に向かう必要が全くない。</p>
<p>流通業者</p>	<p>RSPO認証アブラヤシ製品のサプライチェーン参加者で、法的所有権を有し、製品の保管と顧客に対する販売を行うが、いかなる段階においてもこれら製品の開梱、再包装又はラベルの貼り替えをしない者。流通業者は、最終製品にいかなる変更を加えることなく物理的に製品を取り扱うことが認められており、従ってサプライチェーン認証は不要である。</p>

5. サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項

5.1 サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項の適用可能性

- 5.1.1 「サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項」は、法的所有権を有し、外部委託業者を含め自組織の制御下にある場所で、RSPO 認証アブラヤシ製品を物理的に取り扱っている、サプライチェーン上のあらゆる団体組織に適用されるものとします。最終製品製造業者以降は、さらなる認証要求事項はありません。
- 5.1.2 トレーダー及び流通業者は、RSPO 認証製品を販売するために RSPO 事務局からのライセンス取得が必要ですが、彼ら自身の認証は必要ありません。RSPO 認証製品を販売する際、ライセンスを得たトレーダー及び／又は流通業者は、製品製造業者の認証番号及びあてはまるサプライチェーンモデルを伝達するものとします。
- 5.1.3 認証を求めている事業所レベルの運営責任者又はその親会社のいずれかが、RSPO 会員となり、RSPO IT プラットフォームに登録しなければならないものとします。
- 5.1.4 加工助剤は、団体組織の認証範囲内に含める必要はありません。

5.2 サプライチェーンモデル

- 5.2.1 事業所は、そのサプライヤーと同じサプライチェーンモデルのみ使用できます。厳格性の弱いシステムに移ることも可能です。指定解除／階級下げは、以下の順でのみ行うことができます：
- 同一性保持型 (IP) -> 分離型 (SG) -> 物量収支型 (MB)
- 5.2.2 事業所は、一つもしくは組み合わせたサプライチェーンモデルを、CB による監査及び認証対象として利用できます。

5.3 文書化した手順

5.3.1 事業所は、あてはまる特定のサプライチェーンモデルの全要素実施を保証するための、書面化された作業手順及び／若しくは作業指示書又は同等のものを、備えるものとします。これには少なくとも以下が含まれるものとします：

- サプライチェーンモデル要求事項の全要素実施を対象とした、最新の作業手順一式
- サプライチェーンモデル要求事項に遵守していることを明示する、最新の記録と報告書一式（研修記録を含む）
- これら要求事項の実施とあてはまる要求事項の遵守について、全面的責任と権限を負う個人の役割特定。この個人は、本規格実施に関する当該組織の手順を認識していることを、明示できるものとする。

5.3.2 事業所は、団体が以下を実施しているか決定できるよう、書面化された年次内部監査実施手順を備えるものとします；

- i) 「RSPO サプライチェーン認証規格」及び「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の要求事項に適合
- ii) 団体内部において規格要求事項を効果的に実施及び維持

内部監査の一環で発見された不適合項目は、いかなるものも是正措置が発令されるものとします。内部監査の結果及び不適合項目を是正するために取られたすべての措置は、マネジメントレビューを最低でも年一回受けるものとします。団体は、内部監査記録と報告書の保管が出来るものとします。

5.4 購買と物品搬入

5.4.1 受け取り事業所は、RSPO 認証アブラヤシ製品の購買が遵守状態にあり、RSPO 認証製品に関する以下の最低限の情報が文書形式でサプライヤーにより入手可能となっていることを、保証するものとします：

- バイヤーの名称と住所
- 販売者の名称と住所
- 積み込み又は出荷／納品日
- 文書発行日
- あてはまるサプライチェーンモデルの情報を含めた製品説明（同一性保持型（IP）、分離型（SG）若しくは物量収支型（MB）、又は認められた略称）
- 納品された製品の量
- 輸送関連証拠書類
- サプライチェーン認証番号
- 固有識別番号
- 情報は完全であるものとし、RSPO 認証アブラヤシ製品に関する単独の文書上か、様々な文書にわたって提示可能（例えば、納品書、出荷書類及び仕様書類）
- RSPO 認証アブラヤシ製品を受け取る事業所は、製品が RSPO 認証されたものとして検証されていることを、保証するものとする。RSPO IT プラットフォームで取引を告知し確認することを要求される事業所の場合、出荷毎又は出荷群毎に RSPO IT プラットフォーム上で「出荷の告知／告知と確認」を行うことがここに含まれるものとする。より詳細なガイダンスとして本文書の第 5.7.1 項を参照。
- サプライヤーのサプライチェーン認証の有効性確認は、SC 認証されている全事業所で要求される。この確認は、RSPO ウェブサイトにある「RSPO サプライチェーン認証事業所リスト」により最低でも年一回行うか、RSPO IT プラットフォーム上で（出荷）告知の確認により行うものとする。
- トレーダー及び流通業者向けライセンスの有効性確認も、RSPO ウェブサイト経由により最低でも年一回行うか、出荷告知／告知の確認により RSPO IT プラットフォーム上経由で行うものとする。

5.4.2 事業所は、不適格のアブラヤシ製品の取り扱いに関する所定の仕組み及び／又は文書を備えるものとします。

5.5 業務の外注

5.5.1 認証を求めている又は取得している事業者が、独立した第三者（例えば、貯蔵、輸送又はその他外注した業務の下請け事業者）に業務を外注するケースでは、認証を求めている又は取得している事業者は、当該第三者が「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項を遵守することを、保証するものとします。CPO 搾油工場及び独立系搾油工場は、精製又は圧搾のような加工作業を外部委託することはできません。

アブラヤシ製品の管理と貯蔵タンクの運用指示が（タンク場の責任者ではなく）認証を受けた当該事業者により制御されている場合、本要求事項は、外注した貯蔵施設には適用されません。

5.5.2 RSPO サプライチェーン認証の範囲内に外注が含まれている事業所は、以下を保証するものとします：

- a) 事業所は、外注した工程に含まれることとなる、投入材料全ての法的所有権を有している。
- b) 事業所は、委託業者と交わした署名付きの法的執行力を有する合意書により、外注した工程を対象とした合意書又は契約書を各委託業者と結ぶ。監査が必要と思われた時、認証機関（CB）が外注委託業者又は事業者に入入りできることを保証する責任は、事業所側にある。
- c) 事業所は、外注した工程について、明確な手順が示された文書化された統制システムを備えており、関係委託業者に伝達する。
- d) 認証を求めている又は取得している事業所は、事前に告知した場合、関わっている独立した第三者が、その操業、システム及びあらゆる情報を入手するために必要な権限を正式に認定された CB に提供することを、さらに保証するものとする。（例えば、契約上の手配により）

5.5.3 事業所は、RSPO 認証アブラヤシ製品の加工又は物理的取り扱いに使用したすべての委託業者の名称及び連絡先詳細を、記録するものとします。

5.5.4 事業所は、次回監査の際、RSPO 認証アブラヤシ製品の加工又は物理的取り扱いに使用したあらゆる新規委託業者について、その名称及び連絡先詳細を監査にあたる CB に知らせるものとします。

5.6 販売と物品搬出

5.6.1 製品を供給する事業所は、RSPO 認証製品に関する以下の最低限の情報が文書の形で入手できることを、保証するものとします。

- バイヤーの名称と住所
- 販売者の名称と住所
- 積み込み又は出荷／納品日
- 文書発行日
- あてはまるサプライチェーンモデルの情報を含めた製品説明（同一性保持型（IP）、分離型（SG）若しくは物量収支型（MB）、又は認められた略称）
- 納品された製品の量
- 輸送関連証拠書類
- 販売業者のサプライチェーン認証番号
- 固有識別番号
- 情報は完全であるものとし、RSPO 認証アブラヤシ製品に関する単独の文書上か、様々な文書にわたって提示可能（例えば、納品書、出荷書類及び仕様書類）
- RSPO IT プラットフォームで取引を告知し確認することを要求される事業所の場合、出荷毎又は出荷群毎に RSPO IT プラットフォーム上で「出荷の告知／告知と確認」を行うことがここに含まれるものとする。より詳細なガイドンスとして本文書の第 5.7.1 項を参照。

5.7 取引登録

5.7.1 以下のサプライチェーン当事者は、RSPO IT プラットフォームに彼らの取引を記録し、当てはまる場合は受領次第確認をするものとします：

- 搾油工場、トレーダー、圧搾工場及び精製工場 及び
- RSPO IT プラットフォームの産出高スキーム（付属文書 1 図 2 及び 3 参照）で利用可能な RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の、法的所有権を有し、かつ／又は物理的に取り扱っている

5.7.2 5.7.1 項で言及したサプライチェーン当事者は、RSPO IT プラットフォームにおいて以下の活動をするものとします。

- 出荷告知／告知：RSPO 認証量が認証されたものとして販売される時、産出高スキーム（付属文書 1 図 2 及び 3 参照）に含まれる製品の製品量が RSPO IT プラットフォームに「出荷告知／告知」として記録されるものとする。「出荷告知／告知」をいつ宣言するかについては、会員自身の通常の作業手順に基づく。
- 履歴調査：RSPO 認証量が認証されたものとして精製工場以降のサプライチェーン当事者に販売される場合、販売量は最低年一回履歴調査を行うものとする。履歴調査の実施により、固有の履歴追跡番号が振られた履歴調査文書が生成される。履歴調査は最低年一回まとめて実施が可能である。
- 除去：他のスキーム若しくは通常のものとして販売された場合、又は生産不足、損失若しくは損害の場合、RSPO 認証量は除去されるものとする。
- 確認：「出荷告知／告知」確認により、RSPO 認証量の購買が認められる

5.8 研修

- 5.8.1 団体は、RSPO サプライチェーン規格の要求事項に関する研修計画を備えるものとします。この計画は継続的な見直しを受けるもので、スタッフに対し実施された研修記録によって裏付けます。
- 5.8.2 サプライチェーン認証規格要求事項の実効的实施に不可欠な職務に当たる人員には、適切な研修が団体によって提供されるものとします。研修は、遂行している職務に特有かつ関連するものとします。

5.9 記録保存

- 5.9.1 団体は、これら「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項の全側面を対象とする、正確で、完全で、最新かつ容易に入手できる記録と報告を、保管するものとします。
- 5.9.2 全ての記録と報告の保存期間は、最低二年とします。また、法律及び規制の要求事項を遵守し、在庫にある原材料又は製品の認証状況が確認できるものとします。
- 5.9.3 団体は、RSPO 認証アブラヤシ製品に含有されているパーム油／パーム核油（カテゴリーは分ける）の推計量を提供できるものとし、十二か月間にわたり購入された量（投入）及び主張された量（産出）について、最新の記録をつけるものとします。

5.10 換算係数

- 5.10.1 該当する場合は、信頼できる推定産出量を認証材の投入量から計算するために、換算係数を用いるものとします。団体は、団体固有の換算率を決定し設定することが可能ですが、その率は過去の経験に基づいたもので、文書化され、常に適用されるものとします。換算率に関するガイダンス「RSPO オレオケミカル及びその派生物の物理的遷移に関する規則」が RSPO のウェブサイト (www.rspo.org) で公表されています。これは、油脂化学産業及びパーソナルケア産業で使用されているような、パーム油及びパーム核油の派生物に関連します。
- 5.10.2 換算率は、実際の換算実績又は適切であれば業界平均に照らした正確性を保証するため、定期的に更新するものとします。

5.11 主張

- 5.11.1 事業所が主張できるのは、「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」を遵守した、RSPO 認証アブラヤシ製品の使用又は支持に関するもののみとします。

5.12 異議申し立て

- 5.12.1 団体は、利害関係者からの異議を収集して解決するための文書化された手順を、構築し維持するものとします。

5.13 経営監査

5.13.1 団体は、実施業務の規模と性質に応じて計画された間隔で、マネジメントレビューを毎年行うことが要求されます。

5.13.2 マネジメントレビューに供される情報は、以下を含めるものとします。

- 「RSPO サプライチェーン認証規格」を対象とした内部監査結果
- 顧客からのフィードバック
- 予防措置及び是正措置の状態
- これまでのマネジメントレビューのフォローアップ措置
- 管理システムに影響を与えうる変化
- 改善勧告

5.13.3 マネジメントレビューの結果には、以下に関するあらゆる決定及び処置も含むものとします：

- 管理システム及びそのプロセスの有効性改善
- 資源の必要性

6. サプライチェーンモデル – モジュール別要求事項

本規格の以下の節は、RSPO サプライチェーンモデルを詳述するもので、モジュール A から G まで分かれた説明となっています。団体は、上記第 5 節で詳述している「サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項」に加えて、少なくとも一つのモジュールを実施するものとします。

複数のモジュールを同時に実施できます。すべての団体は、少なくとも A、B 又は C のいずれかを実施するものとします。モジュール D または E は CPO 搾油工場のみ適用されます。モジュール F 又は G を単独で実行することはできません。

以下のモジュールが現時点で利用できます：

モジュール A – 同一性保持型 (IP)

モジュール B – 分離型 (SG)

モジュール C – 物量収支型 (MB)

モジュール D – CPO 搾油工場: 同一性保持型 (IP)

モジュール E – CPO 搾油工場: 物量収支型 (MB)

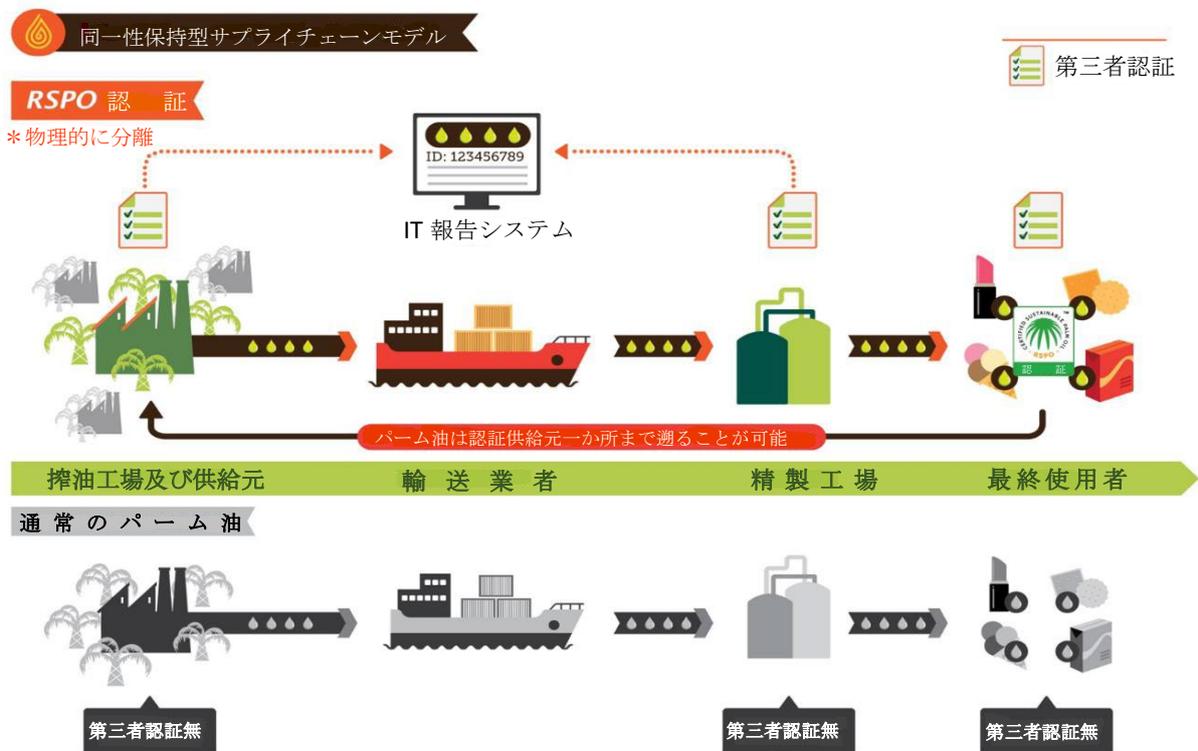
モジュール F – マルチサイト認証

モジュール G – サプライチェーングループ認証

モジュール A – 同一性保持型 (IP)

A.1 定義

A.1.1 同一性保持型 (IP) サプライチェーンモデルは、最終使用者に届けられた RSPO 認証 アブラヤシ製品の身元が、RSPO 認証の搾油工場一か所とその搾油工場の認証供給元に一意に特定できることを、確実に保証するものです。すべてのサプライチェーン参加者は、RSPO 認証アブラヤシ製品が、他のすべてのアブラヤシ供給源 (他の RSPO CSPO 供給源を含む) からサプライチェーン全体にわたって物理的に隔離されていることを、保証するものとします。



A.2 サプライチェーン要求事項

A.2.1 事業所は、RSPO IP アブラヤシ製品が他のすべてのアブラヤシ供給源から物理的に隔離され、RSPO 認証の搾油工場一か所とその搾油工場の認証供給元に一意に特定できることを、保証するものとします。

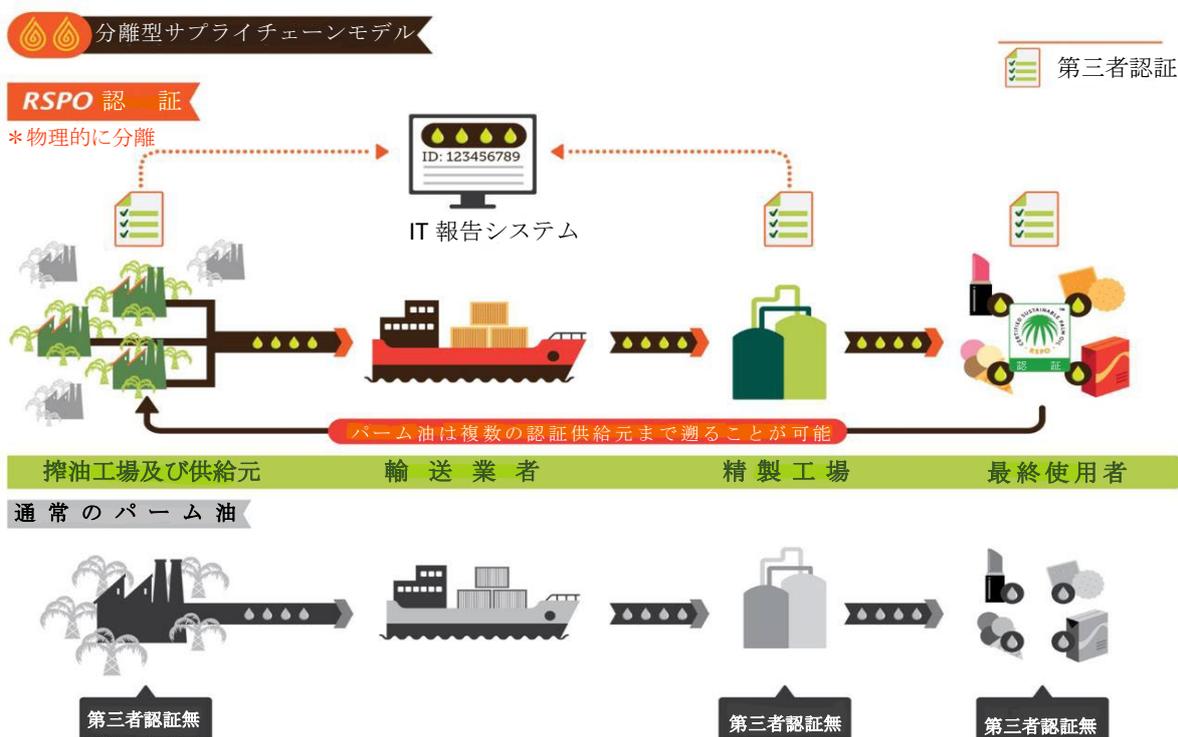
A.3 加工

A.3.1 事業所は、文書化された手順と記録保管により、RSPO のアブラヤシ製品が、非認証アブラヤシ製品及び他の認証搾油工場からのアブラヤシ製品とは、100%分離を目指して努力すべく輸送及び貯蔵中も含め、分離された状態が保たれていることを、確実に保証し検証するものとします。

モジュール B – 分離型 (SG)

B.1 定義

B.1.1 分離型 (SG) サプライチェーンモデルは、最終使用者のもとに届けられた RSPO 認証アブラヤシ製品が、IP 認証搾油工場からのみ来ていることを、確実に保証するものです。このモデルでは様々な認証供給源からの RSPO 認証アブラヤシ製品の混合が認められています。



B.2 サプライチェーン要求事項

B.2.1 分離型 (SG) 手法は、RSPO 認証アブラヤシ製品が、サプライチェーン全体を通じた生産、加工、精製及び製造のすべての段階で、RSPO 非認証アブラヤシ製品とは分離された状態が保たれていることを、要求するものです。このモデルでは様々な認証供給源からの RSPOIP 及び/又は SG 認証のアブラヤシ製品を混合することを認めています。最終使用者に届けられる認証アブラヤシ製品実物は、RSPO 認証搾油工場リストまで追跡可能となります。

B.3 加工

B.3.1 事業所は、明確な手順と記録保管により、RSPO 認証アブラヤシ製品が、100%分離を目指して努力すべく輸送及び貯蔵中も含め、非認証アブラヤシ製品から分離された状態が保たれていることを、確実に保証し検証するものとします。

モジュール C – 物量収支型 (MB)

C.1 定義

C.1.1 物量収支型 (MB) サプライチェーンモデルは、RSPO 認証アブラヤシ製品の取引の主流化を牽引するものとして、サプライチェーン全体を通じて RSPO 認証アブラヤシ製品取引を管理面で監視するものです。MB は事業所レベルでのみ運用可能です (物量収支 (MB) の主張は事業所間で名義変更させることはできません)。

物量収支型 (MB) サプライチェーンモデルは、サプライチェーン内の各参加者が RSPO 認証アブラヤシ製品生産に対する各自の誓約を明示し、RSPO 認証アブラヤシ製品の取引を積極的に推進することを認めています。

物量収支型 (MB) システムは、事業所での全体量が制御されていることを前提に、RSPO 認証と非認証のアブラヤシ製品の混合を、サプライチェーンの段階を問わず認めています。物量収支型 (MB) サプライチェーンモデルの下で最終使用者に届けられる認証アブラヤシ製品は、RSPO 認証搾油工場リストまで追跡可能となります。



C.2 サプライチェーン要求事項

物量収支型 (MB) のサプライチェーン要求事項の基盤は、購入された RSPO 認証アブラヤシ製品の量と販売された RSPO 認証アブラヤシ製品の量の照合から構成されるものとします。ここには、個別に認証されることとする RSPO 認証アブラヤシ製品及びその派生物の購買と販売の制御も含まれます。生産過程での分別した貯蔵、輸送又は制御に関する要求事項は一切ありません。

C.3 加工

C.3.1 事業所は、RSPO 物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の物理的投入量と産出量 (体積又は重量) が、その事業所において監視されていることを、保証するものとします。

C.3.2 事業所は、その事業所現場から顧客に供給された RSPO 物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の産出量が、その事業所で受領された RSPO 物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の投入量を超えないことを、継続的勘定システム及び/又は一定在庫期間により、保証するものとします。

C.4 連続会計システム

C.4.1 継続的勘定システムを運用の場合、団体は、事業所現場における RSPO 物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の物理的投入量と算出量が、リアルタイムで監視されていることを、保証するものとします。

C.4.2 継続的勘定システムを運用の場合、団体は、材料勘定システムが決して空売りしないことを、保証するものとします。材料勘定システムに記録された RSPO データだけを、団体が供給した産出に割り当てるものとします。

C.5 固定在庫期間

C.5.1 固定在庫期間を運用の場合、団体は、RSPO 物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の投入量と算出量 (体積又は重量) が、三か月を超えない固定在庫期間内で均衡していることを、保証するものとします。

C.5.2 固定在庫期間を運用の場合、団体は、供給した産出量を在庫期間中の納品分について RSPO 物量収支型 (MB) アブラヤシ製品購入で埋め合わせる証拠がある時に、空売りが可能です。

C.5.3 固定在庫期間を運用の場合、未使用のクレジットは、次の在庫期間に繰り越して材料勘定システムに記録することが可能です。

C.5.4 固定在庫期間を運用の場合、団体は、在庫期間終了時に材料勘定システムが空売り状態にないことを、保証するものとします。在庫期間内に材料勘定システムに記録された RSPO データ（C.5.3 項に記載の前期からの繰り越しを含む）だけを、団体が在庫期間内に供給した産出に割り当てるとします。

C.6 換算率

C.6.1 納品するパーム油及びパーム核油留分並びに派生物の全量は、C.6.3 項に詳述の選択肢を例外として、RSPO が詳述する換算率（5.10 項参照）に従い、材料勘定システムから差し引かれます。

C.6.2 物量収支型（MB）システムの簡潔性を期すために、精製での損失は無視します。

C.6.3 事業所は、ある体積又は重量の同一性保持型（IP）又は分離型（SG）の RSPO 認証パーム油及びパーム核油製品を購入し、同量のパーム製品派生物の販売に釣り合わせるのにそれを使用することができます。それにより、派生物は、入手した同一性保持型（IP）又は分離型（SG）製品と物量収支型（MB）のもとで販売される派生物との間の、物理的又は化学的繋がりを要求されることなく、物量収支型（MB）の主張がつくこととなります（図 1 参照）。同一性保持型（IP）または分離型（SG）製品から物量収支型（MB）への転換は、同一製品の階層で、上流方向・下流方向・横方向すべてで認められています。



図 1 : IP/SG から MB への一対一転換

注: 同一性保持型（IP）／分離型（SG）パーム油製品はパーム核油製品の物量収支型（MB）主張オフセットには使用できません。その逆も同様です。

注: この割り当て慣行は欧州再生可能エネルギー指令（RED）の文脈では認められていません。欧州連合バイオ燃料に関する RSPO-RED 規格を参照してください。

モジュール D – CPO 搾油工場：同一性保持型（IP）

D.1 定義

D.1.1 搾油工場の使用する FFB が、RSPO 原則と基準又はグループ認証制度により認証された農園／地所から調達されたものの場合、その搾油工場は同一性保持型（IP）とみなされます。搾油工場に持ち込まれる認証 FFB の体積と供給源、あらゆる加工制御の実施（例えば、物理的に分けられているかどうか）、及び RSPO 認証製品の売り上げ量を検証するために、CPO 搾油工場に対する認証が必要です。もし搾油工場が、認証 FFB と非認証 FFB を物理的に分けずに加工した場合は、モジュール E のみ適用可能です。

D.2 説明

D.2.1 認証搾油工場の CPO と PK 製品の潜在的生産能力の推定トン数は、認証機関（CB）により、P&C 認証報告書の概要公開文書に記録されるものとします。独立系搾油工場の場合、CPO と PK 製品の推定トン数が RSPO IT プラットフォーム、サプライチェーン認証書及び公開される監査報告書要約に記録されるものとします。この数字は、認証搾油工場が一年間に納品できる認証アブラヤシ製品（CPO 及び PK）の総量を表しています。製造された実トン数はその後、各翌年の年間査察報告書に記録するものとします。

D.2.2 搾油工場は、また、RSPO サプライチェーン管理組織（RSPO IT プラットフォーム）を通じて、適切なサプライチェーンの登録及び記録要求事項を、すべて満たすものとします。

D.3 文書化された手順

D.3.1 事業所は、これら要求事項に明記された全要素の実施を保証するための、書面化された手順及び／又は作業指示書を備えるものとします。ここには最低でも以下のものが含まれるものとします：

- a) これら要求事項の全要素実施を対象とした、完全かつ最新の手順
- b) これら要求事項の実施及びあてはまるすべての要求事項の遵守について、全面的責任と権限を負う個人の役割。この個人は、本規格実施に関する当該事業所の手順を認識していることを、明示できるものとする。

D.3.2 事業所は、認証 FFB の受領と加工に関する文書化された手順を備えるものとします。

D.4 購買と製品入荷

- D.4.1 事業所は、受領した認証 FFB のトン数及び供給源を、検証し文書にするものとします。
- D.4.2 事業所は、認証されたトン数を超える生産が見込まれるときは、直ちに CB に伝えるものとします。

D.5 記録保存

- D.5.1 事業所は、RSPO 認証 FFB のすべての受領と RSPO 認証 CPO 及び PK の納品を、リアルタイムで記録し釣り合わせるものとします。

D.6 加工

- D.6.1 事業所は、文書化された手順と記録保管により、RSPO のアブラヤシ製品が、非認証アブラヤシ製品とは、100%分離を目指して努力すべく輸送及び貯蔵中も含め、分離された状態が保たれていることを、確実に保証し検証するものとします。

モジュール E – CPO 搾油工場：物量収支型 (MB)

E.1 定義

E.1.1 搾油工場に持ち込まれる認証及び非認証 FFB の量と、RSPO 認証製品の売り上げ量を検証するために、CPO 搾油工場に対する認証が必要です。搾油工場は、認証を受けた自社及び第三者の供給元からのものに加え、非認証生産者からの FFB を納品させているかもしれません。このシナリオでは、搾油工場は、認証 FFB の加工により生産されたアブラヤシ製品の量のみを MB として主張することができます。

E.2 説明

E.2.1 認証搾油工場の CPO と PK 製品の潜在的生産能力の推定トン数は、CB により、P&C 認証報告書の概要公開文書に記録されるものとします。独立系搾油工場の場合、CPO と PK 製品の推定トン数が RSPO IT プラットフォーム、サプライチェーン認証書及び公開される監査報告書要約に記録されるものとします。この数字は、認証搾油工場が一年間に納品できる認証アブラヤシ製品 (CPO 及び PK) の総量を表しています。製造された実トン数はその後、各翌年の年間査察報告書に記録するものとします。

E.2.2 搾油工場は、また、RSPO サプライチェーン管理組織 (RSPO IT プラットフォーム) を通じて、適切なサプライチェーンの登録及び記録要求事項を、すべて満たすものとします。

E.3 文書化された手順

E.3.1 事業所は、これら要求事項に明記された全要素の実施を保証するための、書面化された手順及び／又は作業指示書を備えるものとします。ここには最低でも以下のものが含まれるものとします：

- a) これら要求事項の全要素実施を対象とした、完全かつ最新の手順
- b) これら要求事項の実施及びあてはまるすべての要求事項の遵守について、全面的責任と権限を負う個人の役割。この個人は、本規格実施に関する当該事業所の手順を認識していることを、明示できるものとする。

E.3.2 事業所は、認証及び非認証 FFB の受領と加工に関する文書化された手順を備えるものとします。

E.4 購買と製品入荷

- E.4.1 事業所は、受領した認証 FFB のトン数及び供給源並びに受領した非認証 FFB のトン数を、検証し文書にするものとします。
- E.4.2 事業所は、認証されたトン数を超える生産が見込まれるときは、直ちに CB に伝えるものとします。

E.5 記録保存

- E.5.1
- a) 事業所は、RSPO 認証 FFB のすべての受領と RSPO 認証 CPO 及び PK の納品を、リアルタイムベース及び／又は三か月単位で記録し釣り合わせるものとします。
 - b) 納品されたパーム油及びパーム核油全量は、RSPO の定めた換算率に従って材料勘定システムから差し引かれます。
 - c) 事業所は、プラス在庫からのみ物量収支型 (MB) 販売の納品が可能です。プラス在庫には、三か月以内に納品される受注済み製品を含めることが可能です。ただし、事業所には空売りが認められています。(すなわち、在庫に入る前に製品販売が可能)

詳細はモジュール C を参照してください。

モジュールF – マルチサイト認証

F.1 定義

F.1.1 マルチサイトとは、契約上の繋がりがあり、定義された本部があり、最低二か所の事業所から構成される、事業所グループ向け認証選択肢です。事業所として該当しうるのは、精製工場等、核油圧搾工場又は加工場のグループで、本部のもとに集結し、一つの内部統制システム（ICS）で管理されています。加工も行っている本部は、本部兼加工事業所としてカウントされます。

F.2 説明

F.2.1 団体は、そのマルチサイト生産・流通・加工過程の管理システムが対象とする地理的範囲、事業所の数と身元、サプライチェーンモデル、及び操業タイプを定義するものとします。

（注：物質収支型（MB）会計は事業所レベルでのみ実施可能です）

F.3 責任

F.3.1 操業ユニットは、ユニット間に契約上の繋がりがあつて、明示するものとします。

F.3.2 本部は、操業ユニットを実施業務に応じた組にグループ化することの正当性を、証明するものとします。

F.3.3 本部は、RSPO 生産・流通・加工過程の管理要求事項の管理と実施のため、中央管理され文書化された内部統制システム（ICS）を、備えるものとします。

F.3.4 本部は、全操業ユニットが RSPO 生産・流通・加工過程の管理要求事項を遵守することを保証する、全面的責任を有した運営責任者を、任命するものとします。

F.3.5 本部は、ある操業ユニットが RSPO サプライチェーン認証の要求事項に準拠していないことが発覚した場合、不適合事項を指摘する手順を備えるものとします。

F.3.6 本部は、参加の要求事項又は認証機関若しくは企業自身から発表された何かしらの不適合事項に対し、参加事業所が対処しない場合、当該参加事業所をマルチサイトシステムから除外する権限を有するものとします。

F.4 研修

F.4.1 ICS の一部として、本部は、RSPO マルチサイト生産・流通・加工過程の管理のあてはまる全要求事項をカバーするため、参加事業所向け研修を制定し実施するものとします。

F.5 記録保存

- F.5.1 本部は、全参加事業所に関する正確で、完全で、最新かつ容易に入手できる、一元化された記録を保管するものとします。また、RSPO マルチサイト要求事項の全側面を対象とする報告を、保管する責任をもつものとします。
- F.5.2 ICS は、どの文書を全操業ユニットにあてはまる共通管理文書とするか定め、準備するものとします。
- F.5.3 ICS は、どの文書を各操業ユニットに要求される事業所別文書とするか定めるものとします。
- F.5.4 ICS での全ての記録と報告の保存期間は、最低二年とします。また、法律及び規制の要求事項を遵守しなければならず、在庫にある原材料又は製品の認証地位を確認できるものとします。

F.6 内部監査

- F.6.1 本部は、サプライチェーン認証の要求事項遵守を保証するため、各参加事業所に対し少なくとも年次で内部監査を行うものとします。
- F.6.2 内部監査の一環で発見された不適合事項には、是正措置要求が発行されるものとします。
- F.6.3 内部監査の結果及び不適合事項を是正するために取られたすべての措置は、要望により CB は入手できるものとします。
- F.6.4 内部監査プログラムの結果は、少なくとも年一回経営層によるレビューを受けるものとします。
- F.6.5 団体は、サプライチェーン認証システムが
- i) 計画した段取り、RSPO SCC 規格要求事項、並びに「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」及びその他団体が制定した要求事項に適合しているか
 - ii) 効果的に実行され維持されているか
- を判断するため、少なくとも年次で内部監査を行うものとします。

- F.6.6 監査プログラムは、監査の対象となる工程及び地域の状況と重要性を考慮し、また、これまでの監査結果を踏まえ、計画されるものとします。監査基準、範囲、頻度及び方法が定義されるものとします。監査員の選定と監査の実行は、監査プロセスの客観性と中立性を保証するものとします。監査員は自身の作業は監査しないものとします。
- F.6.7 監査の計画と実行、記録の確立、及び結果の報告に関する責任と要求事項を定義するために、文書化した手順を定めるものとします。
- F.6.8 監査とその結果の記録は保管されるものとします。
- F.6.9 監査対象地域の責任を負う管理責任者は、発見された不適合事項とその原因を根絶するため、必要な修正と是正措置が取られることを、保証するものとします。

F.7 主張

- F.7.1 ICS は、RSPO 商標及び最終製品に関するあらゆる RSPO 主張が、その中央制御ポイントを通じて「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の要求事項に合致していることを、保証する責任を負うものとします。

モジュール G – サプライチェーングループ認証制度

G.1 定義

G.1.1 サプライチェーングループ認証は、認証の直接経費をグループ参加資格のあるメンバー間で分担する、RSPO サプライチェーン認証の選択肢の一つです。

G.2 説明

G.2.1 サプライチェーングループ認証制度は、パームサプライチェーンでは別個の法人として活動しますが、内部統制システムに従い、グループ管理法人主体の指導の下及びグループ責任者の指示の下で、グループ構造の規則を遵守することに合意した団体用選択肢の一つです。

G.3 グループ加盟要求事項

G.3.1 グループに加盟できるのは、以下の企業に限られます。：

- 別個の法人である
- アブラヤシ製品の年間使用量が個々に 500 トンまで（搾油工場向け要求事項 G.3.4 項参照）

G.3.2 サプライチェーングループ認証は、一か国に限定されておらず、国境をまたいだ運用が可能です。

G.3.3 グループは、グループに参加することに正式に同意し、又、そのサプライチェーングループ認証制度の要求事項及びグループ規則への遵守を明示したグループメンバーにより構成されるものとします。グループ加盟は任意です。微量使用者はグループ構成者の一員となることができます。

G.3.4 パーム油搾油工場はグループに参加できませんが、独自の供給元を持たず、年間生産量が 5000 トンまでの独立系パーム油搾油工場は例外とします。（よってモジュール D と E はあてはまりません）

- G.3.5** グループメンバーは以下の意思表示に署名するものとします。
- グループ加盟の要求事項と責任を受け入れ、それに合意する
 - RSPO サプライチェーン認証要求事項の遵守を受け入れる
 - グループ責任者に、メンバーの代理として認証を申請する権限を与える
 - グループ責任者の代理人、認証機関（CB）及び RSPO 事務局の代理人に、彼らの所有地への出入りと RSPO 製品に係る記録の入手を、いかなる時も認めることに合意する
 - グループ責任者とその従業員に、最新の連絡先を提供することに合意する
- G.3.6** グループメンバーは、メンバーとして受け入れられる前及び受け入れ後も、選択したサプライチェーンモデルの実施が可能であることを、明示するものとします。
- G.3.7** 各グループメンバーは、RSPO 製品売買時に、グループ認証番号と彼らの枝番を、サプライチェーンモデルへの言及を含め（すなわち IP/SG/MB）、RSPO SCC 規格で要求されている全文書に利用するものとします。
- G.3.8** グループのメンバーとして受け入れられた後にアブラヤシ製品の使用が年間 500 トンを超過すると見込まれる場合は、そのグループメンバーは、グループからの脱退を、次のグループ加盟資格満了日までにグループ責任者に伝えるものとします。当該グループメンバーは、次のグループ加盟資格満了日までに、RSPO SCC 認定認証機関による個別認証の手配をするものとします。
- G.3.9** RSPO サプライチェーン準会員の費用は、RSPO が発行した比率でグループ法人が負担するものとします。グループ法人は、総会（GA）での投票権など付加的便益の享受を望む場合、RSPO 正会員制度に自主的に加盟することが可能です。

G.4 グループ法人の責任

G.4.1 グループ法人とは次のようなものとします。

- その法人の本国の法律により法的に登録された法人
- RSPO の会員

グループ法人は以下を行うものとします

- 認定認証機関（CB）と契約がある
- ある個人を、内部統制システム（ICS）の準備と実施に責任を負うグループ責任者として、任命する

- G.4.2 グループメンバーは、彼らがグループ制度の一部であることを、明示するものとします。全グループメンバーは、グループ法人と法的及び／又は契約関係があるものとします。
- G.4.3 グループは、RSPO 生産・流通・加工過程の管理要求事項の管理と実施のため、中央管理され文書化された内部統制システム（ICS）を、備えなければならないものとします。
- G.4.4 一つのグループには、グループ責任者が一人いるものとします。この責任者は、グループメンバーとサプライチェーングループ認証のための、任命された運営代表者です。
- G.4.5 「RSPO サプライチェーン認証規格」の要求事項は、各グループメンバーにより実施されるものとします。グループ制度の責任者は、全グループメンバーが RSPO 生産・流通・加工過程の管理要求事項を遵守することを保証する、全面的責任を負います。
- G.4.6 グループ制度は、あるメンバーが RSPO SCCS に準拠していないことが発覚した場合の是正措置を指摘する手順を、備えるものとします。
- G.4.7 グループ責任者は、参加の要求事項が満たされていない場合、又は CB 若しくはグループ責任者自身から発表された何かしらの不適合事項に対し、参加グループメンバーが遵守しない場合、グループメンバーをグループ制度から除外する権限を有するものとします。

G.5 グループ責任者の責任

G.5.1 グループ責任者は

- あてはまる規格に対するグループ法人の遵守を保証する責任を負うものとし、内部統制システム（ICS）と総称して知られている、グループ手順と文書化を管理します。
- グループを運営する完全な権限を付与されるものとします。
- グループ制度が対象とする地理的範囲、事業所の数と身元、サプライチェーンモデル、及びグループ制度の範囲が対象とする操業タイプを定義する責任を負うものとします。
- RSPO へ支払うべき会費の徴収と支払いの責任を負うものとします。
- CB により指摘された是正措置を含め、認証が依拠するあらゆる条件が完全に実施されることを、保証する責任を負うものとします

G.5.2 グループ責任者は

- 体系的かつ効果的な方法でグループを運営する能力を明示するため、使命及び目的、並びに、操業管理と意思決定に関する方針及び手順を詳述した、文書化されたシステムを備えるものとします
- グループ規則を準備し維持するものとします
- グループの稼働のためにグループ責任者が雇用した全個人の責任を明示する、グループ運営構造を準備し維持するものとします
- グループ加盟の要求事項、又は CB 若しくはグループ責任者から要求されたあらゆる是正措置が遵守されない場合、グループメンバーをグループ認証の範囲から除外する権限を有するものとします
- 効果的かつ中立的な技術的及び管理的グループ運営を可能にするための十分な資源—すなわち、人的、物的及びその他関連資源—を明示するものとします

G.5.3 グループ責任者及びその従業員は

- アブラヤシ生産、RSPO サプライチェーン認証システム及び規格、並びにグループ内手順と方針の要求事項に対し、適切な知識があることを、明示できるものとします。
- その仕事に影響を与えかねない利益相反を抱えてはなりません。

G.5.4 グループ責任者及び／又はその従業員は、現地の言語及び／又は英語で意思疎通ができるものとします。

G.6 グループ制度の運用

G.6.1 グループ責任者は、全メンバーの代わりに RSPO SCC 認定による認証を申請し、CB は、RSPO サプライチェーン認証の要求事項に従って、内部統制システムの監査を行います。最大のグループサイズは、RSPO サプライチェーン認証システム文書に従って、CB により決定されます。一つの認証と認証番号が、全メンバー間で共有され、各メンバーには、グループ認証番号に続く固有の識別コードが振られます。

G.6.2 RSPO サプライチェーン認証は、グループレベルで適用され、RSPO 認証製品を含有する半完成製品又は完成製品の取引又は更なる加工と販売を企図する、全てのグループメンバーは、彼らの操業にあてはまる適切な RSPO サプライチェーン規格モジュールへの完全な遵守を、明示するものとします。

G.6.3 RSPO IT プラットフォームについては、グループ法人のみが登録しメンバーID を持つ必要があります。RSPO IT プラットフォーム登録と取引のすべては、グループ責任者により遂行されるものとします。

G.6.4 グループメンバーは、同一性保持型 (IP)、分離型 (SG)、又は事業所レベルでの (グループレベルではない) 物量収支型 (MB) のみ使用できます。

G.7 グループ運営手順

G.7.1 グループ責任者のグループ運営に関する責任は、認証授与後に新メンバーが認証グループに参加するための手順を含め、明確に定義され文書化されるものとします。

G.7.2 以下のために、所定の文書化された手順があります：

- グループメンバー予定者及び現グループメンバーへ情報及び/又は研修を提供すること
- あてはまるサプライチェーンモデルでの認証要求事項及びグループ規則にグループメンバー予定者が合致していることを、その加盟に先立ち保証するため、グループメンバー予定者の最初の審査を実行すること
- グループメンバーの内部監査を実施すること
- グループ加盟に関するあらゆる変更を、発生の一か月以内に CB へ伝達すること
- あてはまるサプライチェーンモデルでの認証要求事項及びグループ規則をグループメンバーが引き続き遵守していることを保証するため、最低年一回全グループメンバーの監査を実行すること
- グループ加盟日又は加盟更新日から十二か月にわたるアブラヤシ製品の年間使用量が、500 トンを超過すると見込まれる場合、グループメンバーはグループ責任者に対し通知すること
- グループ加盟の要求事項又はグループ責任者若しくは CB から要求されたいかなる是正措置も遵守されない場合、認証範囲からグループメンバーを除外すること
- RSPO 商標のいかなる使用も、「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」に従っていると保証すること
- 各グループメンバーでの RSPO 製品の投入と産出の動きを総数で示した概要が記録された、中核のデータベースを管理すること

G.7.3 グループメンバーは以下の文書と説明を提供されるものとします：

- グループが尽力する「RSPO サプライチェーン認証規格」の写し一部
- 「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の写し一部
- 認証プロセスについての説明
- 評価と監視のため、グループ責任者がグループメンバーの証拠書類を入手し、その設備に立ち入る必要性、及び CB の同様の入手と立ち入りを行う権利についての説明
- 情報公開に関する CB 及び RSPO の要求事項についての説明
- グループ加盟に関する、以下のようなあらゆる義務事項の説明：
 - － 監視用に情報を保存
 - － RSPO 製品の追跡と履歴調査のため、あてはまる場合は RSPO IT プラットフォームのような、システムを使用
 - － CB が発表した条件又は是正措置への適合を求められること
 - － 認証対象製品のマーケティング又は販売に関するあらゆる特別要求事項
 - － RSPO 商標と製品主張の使用
 - － RSPO SCC 認証番号と枝番の適正使用
 - － グループ加盟のその他義務事項
 - － グループ加盟に伴うあらゆる費用の説明

G.8 研修

- G.8.1 内部統制システム（ICS）の一部として、グループ責任者は、RSPO 生産・流通・加工過程の管理のあてはまる全要求事項をカバーするため、制度のメンバー向け研修を制定し実施するものとします。

G.9 記録保存

- G.9.1 グループ責任者は、全参加事業所に関する正確で、完全で、最新かつ容易に入手できる一元化された記録を保存するものとします。また、RSPO サプライチェーングループ認証要求事項の全側面を対象とする報告を、保存する責任をもつものとします。

- G.9.2 グループ運営文書化には以下を含むものとします：

- グループメンバー全員の個々について、そのメンバーとしての地位、生産工程、その他「RSPO 持続可能なアブラヤシ生産規格」及び「サプライチェーングループ認証要求事項」の遵守を保証するためのその他関連側面を、記録化及び監視

- 現行の運営システム並びにグループ責任者の人的資源及び技術的能力で支える、最大メンバー数.
- グループ責任者とグループメンバー間の意思疎通に関する、明瞭な方針と手順の提供

G.9.3 以下の中心的記録と報告は、保存され、かつ各グループメンバーについていかなる時も最新状態に保たれているものとします：

- 名称と住所一覧
- 完全な連絡先詳細
- 加盟日
- グループ認証番号に続く割り当てられた枝番
- グループ加盟要求事項に記述された意思表示に当該メンバーが署名した日
- グループ脱退日及び適用可能な場合その理由
- 購入及び販売された全 RSPO アブラヤシ製品の概要
- あてはまるサプライチェーンモデル
- アブラヤシ製品の年間使用予定トン
- 一年間に加工又は製造される RSPO 認証製品総量
- RSPO 商標及び／又は主張の使用
- グループメンバーとしての受け入れ前に実施された監査
- 年次監視記録
- 指摘された全不適合事項及び遵守要求事項を満たすために取られた処置
- 当該メンバーの RSPO 専用手順マニュアル

G.9.4 グループ責任者は、どの文書をグループメンバーにあてはまる共通管理文書とするか定め、準備するものとします。

G.9.5 グループ責任者は、どの文書を各グループメンバーに要求される事業所別文書とするか定めるものとします。

G.9.6 グループ責任者は、全ての記録と報告を、最低二年保管するものとします。また、法律及び規制の要求事項を遵守し、在庫にある原材料又は製品の認証地位が確認できるものとします。

- G.9.7 グループメンバーは、RSPO SCC 規格要求事項に関連する彼らの操業の全側面について詳述した、最新の RSPO 手順マニュアルを保管するものとします。
- G.9.8 グループメンバーは、RSPO 製品の全投入及び産出の最新かつ正確な記録を保存するものとします。また、グループ責任者の要求により、いかなる時でもその量の突き合わせが行えるものとします。突き合わせは、回避できない汚染又は減耗、生産製造工程、並びに使用されたあらゆる配合表を考慮に入れるものとします。
- G.9.9 該当する場合、グループ責任者は、RSPO IT プラットフォーム上で登録された RSPO 製品の、移動に関する完全かつ入手可能な記録を、保存するものとします。
- G.9.10 グループメンバーは、RSPO 商標及び／又は主張の使用に関する写真記録及び書面記録を保存するものとします。

G.10 内部監査

- G.10.1 グループ責任者は、グループ制度での生産・流通・加工過程の管理要求事項に合致していることを保証するため、最低でも年一回は各参加サイトの内部監査を実施するものとします。
- G.10.2 内部監査の一環で発見された不適合事項には、是正措置要求が発行されるものとします。
- G.10.3 内部監査の結果及び不適合事項を是正するために取られたすべての措置は、要望により CB は入手できるものとします。

G.11 主張

- G.11.1 グループ責任者は、RSPO 商標の全ての使用及び最終製品に関するすべての RSPO 主張が、ICS により RSPO 要求事項に沿っていることを、保証する責任を負うものとします。

付属文書 1 - サプライチェーン産出高スキーム

A.1.1 パーム油産出高スキーム

下のパーム油産出高スキームにある値は固定で、変更はできません。団体は、監査中に正当化されるという前提で、団体自身の実際の産出高を用いてもかまいません。それをしない場合は、以下に提示された比率を提示通りに用いるものとします。

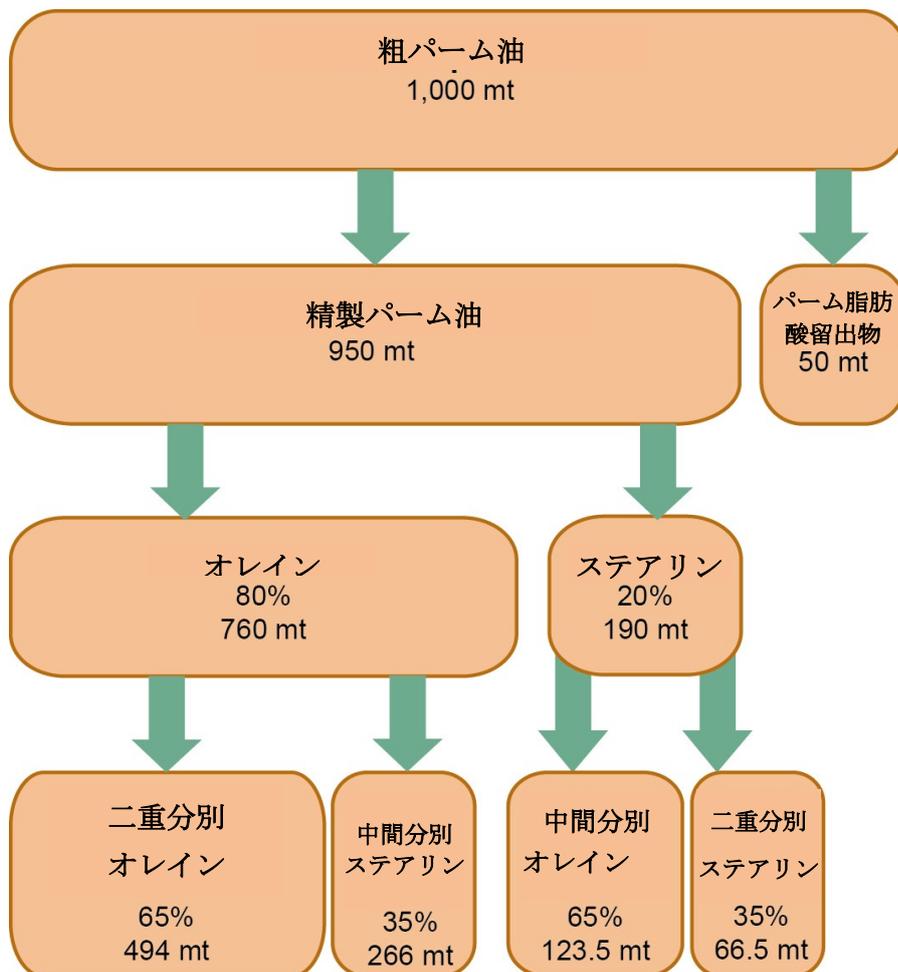


図 2 : パーム油産出高スキーム

A.1.2 パーム核油産出高スキーム

下のパーム核油産出高スキームにある値は固定で、変更はできません。団体は、監査中に正当化されるという前提で、団体自身の実際の産出高を用いてもかまいません。それをしない場合は、以下に提示された比率を提示通りに用いるものとします。

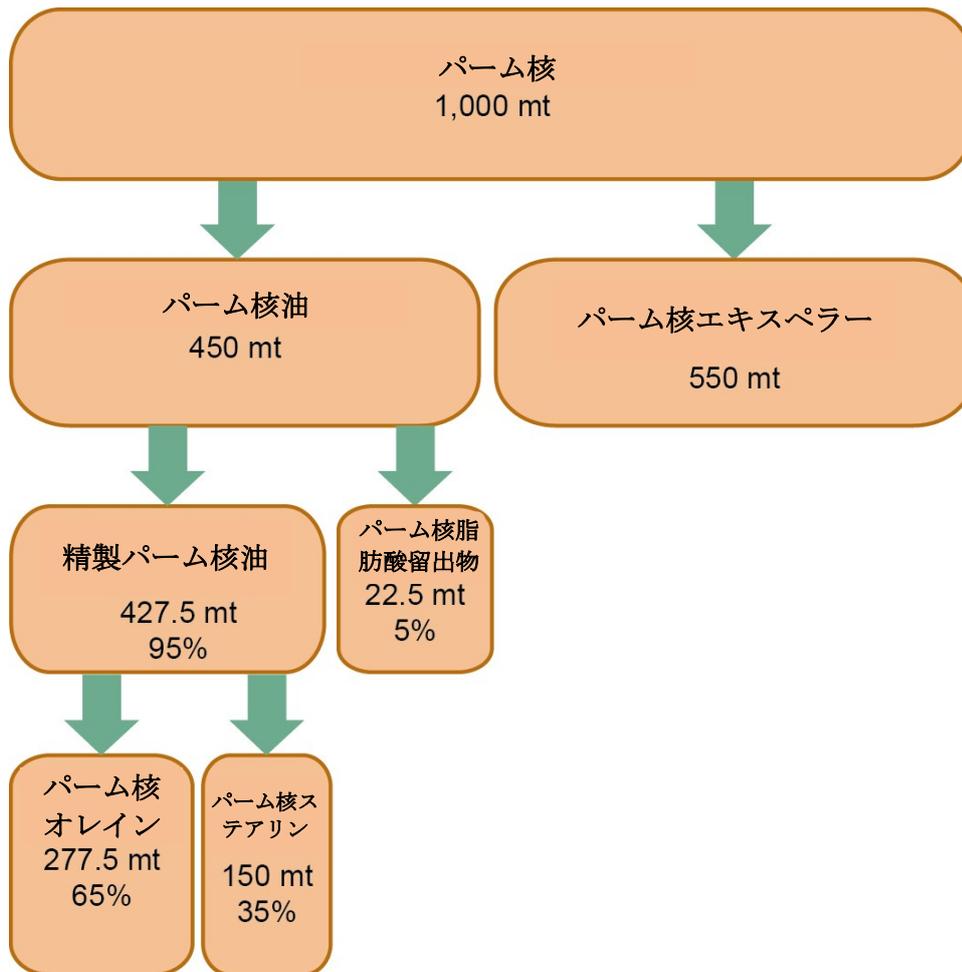


図 3 : パーム核油産出高スキーム

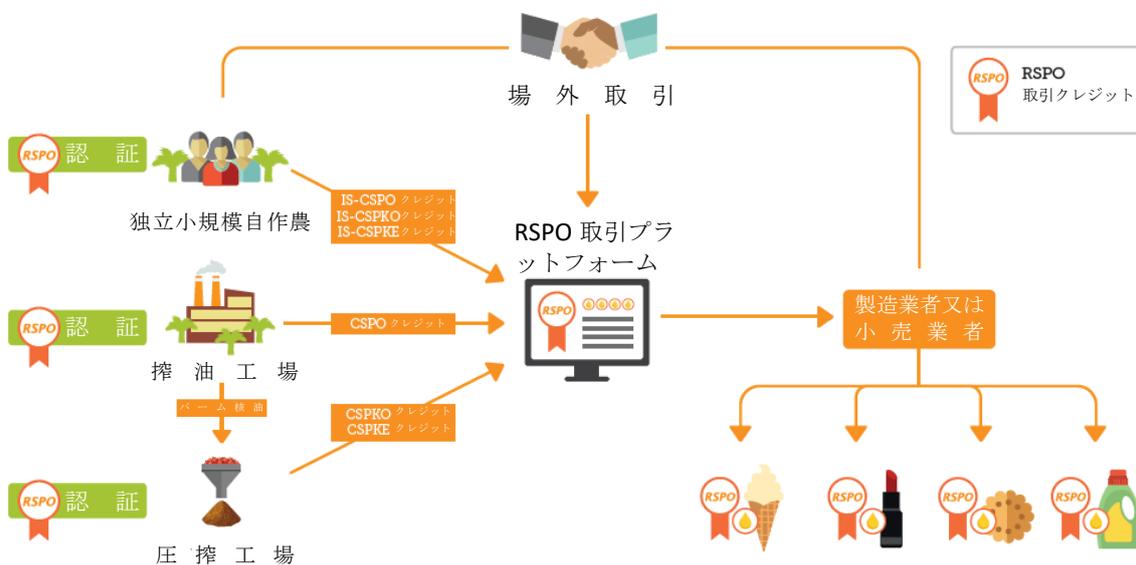
付属文書 2 帳簿ベース主張 (BC)

A.2.1 定義

帳簿ベース主張 (B&C) サプライチェーンモデルは、RSPO 認証搾油工場、圧搾工場及び独立系小規模自作農グループが、アブラヤシ製品の实物を非認証／通常のものとして販売しながら、サプライチェーンの最後に位置するサプライチェーン当事者に RSPO クレジットを販売することを認めるものです。

A.2.2 説明

搾油工場、圧搾工場及び独立系小規模自作農グループは、彼らの認証された量を、販売は一度だけであることを確約しながら、四つのサプライチェーンモデルの一つ以上を通じて販売することができます。RSPO 会員は、彼らの加工で使用した非認証／通常のアブラヤシ製品の量を埋め合わせるために、RSPO クレジットを購入することができます。RSPO クレジットの購入により、バイヤーは持続可能な生産を販売者に直接奨励することができます。



A.2.3 サプライチェーン要求事項

- RSPO 認証搾油工場は、認証された持続可能なパーム油（CSPO）の RSPO クレジットを販売できます。搾油工場が販売可能な RSPO クレジットの量は、当該搾油工場が認証を受けた量から同一性保持型（IP）及び物量収支型（MB）を通じて販売した量を差し引いた最大量によります。生産不足による売り越しの場合、搾油工場は RSPO クレジットの買い戻しを RSPO 事務局に申請することにより埋め合わせる必要があります。
- RSPO サプライチェーン認証を受けたパーム核油圧搾工場は、認証された持続可能なパーム核油（CSPKO）及び／又は認証された持続可能なパーム核エクスペラー（CSPKE）の RSPO クレジットを販売することができます。圧搾工場は、RSPO 認証パーム核油の購買により量を構築していきます。
- RSPO 認証を受けた独立系小規模自作農グループは、独立系小規模自作農持続可能な認証パーム油（IS-CSPO）、独立系小規模自作農持続可能なパーム核油（IS-CSPKO）及び独立系小規模自作農持続可能なパーム核エクスペラー（IS-CSPKO）の RSPO クレジットを販売することができます。独立系小規模自作農グループが販売可能な IS-CSPO、IS-CSPKO 及び IS-CSPKO のクレジットの量は、アブラヤシ果房（認証された量の FFB）の年間産出予測及び標準的 OER/KER に基づきます。生産不足に起因する売り越しの場合、グループは RSPO クレジットの買い戻しを RSPO 事務局に申請することにより埋め合わせる必要があります。
- RSPO クレジットの販売を認められているのは、搾油工場、パーム核油圧搾工場及び独立系小規模自作農の会員だけです。販売は RSPO IT プラットフォーム上で有効な RSPO 認証書／ライセンスを有している限りにおいて認められています。搾油工場及び独立系小規模自作農グループの認証量はライセンス失効日に失効し、持越しは認められていません。パーム核油圧搾工場はサプライチェーンだけが認証対象となっているので、量を翌ライセンス期に持ち越すことが可能です。
- RSPO クレジットを購入できるのは、搾油工場、パーム核油圧搾工場及び独立系小規模自作農グループを除く RSPO 会員だけです。
- 購入者が購入した RSPO クレジットの有効性は、購入日から一年です。
- RSPO クレジットは、RSPO IT システムのオンライン市場において又は場外取引（OMD）を通じてのみ取引されるとします。OMD は取引成立時にいずれかの当事者により RSPO IT システムに報告されるものとします。
- 会員は、オレオケミカル及びその派生物を除き、非認証／通常のアブラヤシ製品の使用をカバーするため、RSPO クレジットを一对一の比率に基づき購入できます。オレオケミカ

ル及び派生物については、「RSPO オレオケミカル及びその派生物の物理的遷移に関する規則」 (www.rspo.org)で説明されている比率を使用してください。

- 帳簿ベース主張 (B&C)の監査は、年間 500RSPO クレジットの資格取得レベルを、ある団体が一年間主張した時点で行われるものとします。
- 取引及び精算規則の詳細は RSPO ウェブサイトの (www.rspo.org) の帳簿ベース主張 (B&C) 提供者利用規定をご覧ください。

A.2.4 市場での主張

- RSPO クレジットの購入者は、クレジット購入日から一年間市場での主張を行うことができます。
- 市場での主張は、「RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則」を遵守するものとします。

付属文書3 RSPO 微量使用者用サプライチェーン認証

A.3.1 序文

パーム油微量使用者（年間 1000kg 未満*のごく少量のアブラヤシ製品を使用している団体）は、査察監査を受ける代わりに CB によるリモート監査を受けるものとします。最初の認証審査及び認証更新時の監査は通常通り行われるものとします。

* アブラヤシ製品全ての量。認証油の量ではありません。

A.3.2 選択肢

この簡素化した監査体制の利用を希望する微量使用者は、個別認証か「サプライチェーングループ認証スキーム」のモジュール G によるサプライチェーングループ認証のどちらかを選択します。自己宣言書は認証機関もしくはグループ責任者によるリモート監査に置き換わりました。

A.3.2.1 微量使用者向けサプライチェーン個別認証

最初の認証審査および認証更新時の監査は、通常通り行われるものとします。年次査察監査は、認証機関によるリモート監査に置き換えるものとします。

認証を受けた会社は、以下の情報を監査に先立ち提出する必要があります。

- 監査の前年又は直近の監査以降のアブラヤシ通常製品及び認証製品全ての購入一覧（全量が 1000kg 未満の確認が行えるもの）
- 直近の監査以降の物量収支型（MB）、分離型（SG）、同一性保持型（IP）のすべてにおける販売一覧表。エクセル形式か社内システムからの抽出で準備
- 認証書及びライセンスの有効性確認を付記した、RSPO 認証サプライヤー、RSPO トレーダー、又は流通業者の一覧
- サプライチェーン認証番号と主張が記載された請求書の例を最低 1 件

監査人は、この情報を検証し、eTrace でライセンス更新の申請並びに認証書及び監査報告のアップロードを行います。

微量使用者が製造手順を変更する場合、あるいは 1000 kg 以上を使用する場合は、通常通りの監査を受けるものとします。

A.3.3.2 微量使用者向けサプライチェーングループ認証

微量使用者は、サプライチェーングループ認証のモジュールに規定の条件を満たせばグループに加わることが出来ます。

グループ責任者は、適用可能なサプライチェーンモデルでの認証要求事項及びグループに関する規則にグループメンバー予定者が合致していることを、その加盟に先立ち保証するため、グループメンバー予定者の最初の審査を行います。（G7.2 項の一部）

G.10.1 項に記載の年次内部監査は免除されるものとします。

- グループ責任者は、グループ制度での生産・流通・加工過程の管理要求事項に合致していることを保証するため、最低でも年一回は各参加サイトの内部監査を実施するものとします。
- この監査はグループ責任者によるリモート監査で実施されるものとします。リモート監査の方法は上記個別監査で規定されたものと同じとします。
- 微量使用者が新たにグループに加わった後、最初のグループ監査を受ける時、グループ監査要求事項の計算にこの新メンバーを含めるものとします。年次査察監査では、グループ責任者はリモート監査を行うものとし、当該微量使用者はグループの認証機関による抜き取り調査対象グループには入れません。微量使用者の認証更新時では、グループ認証の抜き取り計算対象に再び含まれます。
- 微量使用者が製造手順を変更する場合、あるいは 1000 kg 以上を使用する場合は、通常のグループメンバーとして当該微量使用者をグループに含めるものとします。使用量が 500 トン以上となった場合は、その会社はグループの会員資格の次の満了日までにグループを離れ（規格 G3.8 項）、個別認証に切り替えなければなりません。